

○松本市週休2日工事実施要綱

令和6年2月5日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日で行う工事（以下「週休2日工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。
- (2) 完全週休2日 対象期間において、土曜日、日曜日及び祝日を現場閉所日とすることをいう。
- (3) 週休2日相当 対象期間の28.5パーセント以上の日数を現場閉所日とすることをいう。
- (4) 対象期間 工事着手日（現場事務所等の設置、測量等の準備工事に着手する日をいう。）から工事完成日（現場事務所、材料置き場等の撤去等を含む現場作業が完了する日をいう。）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除く。
 - ア 12月29日から1月3日まで
 - イ 8月13日から同月16日までのうち夏季休暇として受注者が指定する3日間
 - ウ 工場製作のみを実施している期間
 - エ 工事全体を一時中止している期間
 - オ 市があらかじめ指定する期間
- (5) 現場閉所日 発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）も実施しないとあらかじめ定めた休工日（巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業のみを行う日を含む。）及び降雨等による予定外の閉所日をいう。
- (6) 現場閉所率 対象期間に占める現場閉所日の割合をいう。
- (7) 週休2日の達成 第4条に規定する取組みを実施し、週休2日を達成した場合をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める工事を対象とする。

- (1) 発注者指定型週休2日工事 市が入札公告、指名等を行う全ての工事のうち、週休2日工事に取り組むことを発注者である市が指定したもの
- (2) 施工者希望型週休2日工事 市が入札公告、指名等を行う全ての工事のうち、受注者

の希望により週休2日工事に取り組むことができると発注者である市が指定したもの

2 市は、公告文、指名通知書、特記仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨及びその区分を記載しなければならない。

3 市は、次に掲げる工事は週休2日工事の対象としないものとする。

- (1) 設計金額が130万円以下の工事
- (2) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (3) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (4) 現場条件や施工時期に制約の多い工事
- (5) 週休2日工事発注に伴う施工期間の延長により、施設利用、市民生活等に支障があると市が判断した工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が週休2日工事に適さないと判断した工事
(受注者の取組み)

第4条 発注者指定型週休2日工事の受注者は、当該工事の対象期間内において、週休2日の実施に取り組むものとする。

2 施工者希望型週休2日工事の受注者が、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前に、週休2日工事の実施に係る通知書（様式第1号）によりその旨を監督職員（松本市建設工事施行規則（平成6年規則第12号）第2条第5号に規定する監督職員をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

3 前2号の規定により週休2日の実施に取り組む受注者（以下単に「受注者」という。）は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、毎月月末まで（初回は工事着手日前まで）に翌月分の休日取得計画書及び実施書（様式第2号。以下「計画実施書」という。）を監督職員へ提出しなければならない。

4 受注者は、施工計画書、計画実施書等に従い、工事現場を閉所しなければならない。

5 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督職員と協議し承諾を得なければならない。

6 受注者は、対象期間における現場閉所日及びその取組実績について記載した計画実施書を工事完了日までに監督職員へ提出しなければならない。

7 受注者は、工事現場における週休2日の実施の明示について（様式第3号）により、受注した工事が週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示しなければならない。ただし、市が不要と判断した場合はこの限りでない。

（発注者の取組み）

第5条 発注者である市は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行わなければならない。

2 市は、週休2日工事を発注するときは、当初の予定価格において、直接工事費、間接工事費等を別に定める係数により補正するものとする。

- 3 市は、あらかじめ週休2日の対象外とする期間があるときは、その期間を設計書、現場説明書、現場説明事項・施工条件明示事項又は特記仕様書のいずれかに記載しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から前条第2項の規定による通知があった場合は、これを受理するものとする。
- 5 監督職員は、計画実施書が提出されたときは、当該計画実施書により現場閉所日の計画を確認しなければならない。
- 6 監督職員は、受注者から前条第5項の協議があった場合において、その理由が妥当と判断するときは、これを承諾するものとする。
- 7 監督職員は、前条第7項の規定による明示の状況を確認しなければならない。
- 8 監督職員は、計画実施書により現場閉所の実施状況を確認しなければならない。
- 9 市は、前条の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、別に定めるところにより、直接工事費、間接工事費等を補正するものとする。
- 10 受注者が週休2日工事を実施したときは、週休2日の達成状況に応じて当該工事の工事成績評定に加点を行うものとする。
- 11 発注者指定型週休2日工事の受注者が、正当な理由なく前条第3項に規定する計画実施書の提出若しくは同条第4項に規定する現場閉所の実施を拒絶する意思を明確に表示したとき又は受注者側に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかったときは、市長は、松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年訓令甲第1号。）第5条第1項の規定に基づき、指名停止決定に関する事項を松本市業者指名審査委員会に諮るものとする。この場合において、同項の指名停止決定が行われたときは、市は、工事成績評定に減点を行うものとする。
- 12 市は、施工者希望型週休2日工事の場合に限り、受注者が週休2日を達成できなかった場合であっても、工事成績評定の減点は行わないものとする。
- 13 市は、受注者が週休2日を達成したと認めるときは、週休2日工事履行実績通知書（様式第4号）により、受注者へ週休2日の達成を通知しなければならない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

監督職員	担当係長	課長

週休2日工事の実施に係る通知書

年 月 日

(宛先) 松本市長

受注者 住所
氏名

松本市週休2日工事実施要綱第4条の規定に基づき、下記工事の週休2日の実施について希望します。

記

工 事 名	工事
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	
請 負 代 金 額	¥
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで

様式第2号（第4条関係）

休日取得計画書及び実施書

提出・報告日 年 月 日

工 事 名	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受 注 者	

年 月（閉所日数 日、対象日数 日、閉所率 . %（小数点第2位以下切り捨て））

日	曜日	休日取得計画	休日取得実施	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

（注）備考には、工事着手日、休日振替日及び対象外の期間などを記入すること。

必ず作業日報などで閉所日を確認すること。

様式第3号（第4条関係）

工事現場における週休2日の実施の明示について

<p>「週休2日」で工事を実施します。</p> <p>この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日の実施に取り組みます。</p> <p>発注者：松本市 部 課 電話 0263-34-3000（内線〇〇）</p> <p>受注者：〇〇建設(株) 電話 〇〇-〇〇-〇〇</p>
--

※1 明示方法

上図を参考に掲示板を作成し、工事現場に設置すること。

※2 明示内容

「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記すること。

※3 掲示板の大きさ

工事件名版（1.1m×1.4m）程度とすること。

※4 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者並びに公衆が見やすい場所で、かつ、第三者等へ危害を与えない場所とすること。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

松本市長

週休2日工事履行実績通知書

下記の工事において、週休2日を達成したことを通知します。

記

- 1 工事名 :
- 2 工事場所 :
- 3 工期 :
- 4 取組結果 : 現場閉所率 . % (小数点第2位以下切り捨て)
- 5 主任(監理)技術者名 :
- 6 竣工日 :